

八雲町自治基本条例コーナー

八雲町の「まちづくり」に参加しませんか？

町民の皆様の声を広く聞き、町民主体の自治を実現することを目的に、平成22年4月1日に八雲町自治基本条例が制定されました。

このコーナーでは各種審議会などの委員公募や会議の開催案内、パブリックコメントの実施についてお知らせします。

詳しくは、各担当課へ問い合わせさせていただくか、町のホームページをご覧ください。

八雲町自治基本条例第12条の規定に基づき、会議を公開で行います

皆様の傍聴をお待ちしています



八雲町社会教育委員会 議を開催します

八雲町社会教育委員会議は、社会教育に関する諸計画を立案し、教育委員会に意見を述べるとともに、社会教育関係団体や指導者に対して指導や助言などを行います。

【日時】 5月21日(月)

午後6時30分～

【場所】 八雲町公民館

【内容】

- ・平成29年度社会教育課・熊石教育事務所所管事業実施報告ならびに事業決算概要について
- ・平成29年度八雲町社会教育委員各部会活動等の報告などについて
- ・平成30年度社会教育課・熊石教育事務所所管事業計画について

八雲町自治基本条例第17条に基づき、一部委員を公募します



「八雲町民自治推進委員会」委員を募集します

八雲町民自治推進委員会は、八雲町自治基本条例に基づき設置する町長の附属機関です。

自治基本条例が描く情報共有と町民参加の制度に基づき、町民の幅広い意見を取り入れ、一層開かれた自治を推進するため、八雲町自治基本条例第17条の規定に基づき、次のとおり委員の一部を公募します。

・平成30年度八雲町社会教育委員各部会活動計画案について

【問い合わせ先】

社会教育課社会教育係

(八雲町公民館内)

☎0137-63-3131

《一般公募委員募集要領》

①委員会の目的

町民参加によって自治基本条例を守り育て、実効性を高めることを目的とします。

②審議事項

条例の見直し、条例の運用状況及び自治に関する基本的な事項を審議し、意見を具申します。

③会議開催回数

年3回程度を予定しています。

④報酬

日額5,600円(八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例による)

⑤任期

2年間(平成30年7月1日～平成32年6月30日)

⑥応募資格

八雲町に在住する平成30年5月1日現在において満20歳以上の方。

⑦公募人数 3名以内

(委員総数は、10名以内)

⑧応募期間及び申込方法等

5月1日から6月1日まで間に電話で申込み願います。申し込みが公募人数を超えた場合は抽選で決定します。

【申し込み・問い合わせ先】

企画振興課協働推進係
☎0137-62-2300

平成29年度情報公開制度等の運用状況

情報公開条例および個人情報保護条例に基づく平成29年度の運用状況は、次のとおりでしたのでお知らせします。

【請求内容】 《平成29年4月1日～平成30年3月31日》

区分	請求件数	公開件数		非公開件数	不存在件数	異議申し立て状況	審査会の開催状況
		全部公開	一部公開				
情報公開	3件	2件	1件	0件	0件	なし	なし
個人情報	17件	17件	0件	0件	0件	なし	なし

【情報公開】 意見書に関する書類、水質検査に関する書類
賠償責任保険に関する書類

【個人情報】 要介護認定に関する書類

【問い合わせ先】

総務課総務係
☎0137-62-2111